

船橋市障害者授産施設条例施行規則

○船橋市障害者授産施設条例施行規則

平成16年3月31日

規則第27号

改正 平成17年3月28日規則第4号

平成23年3月31日規則第46号

平成28年3月31日規則第104号

船橋市障害者授産施設条例施行規則

(平23規則46・改称)

船橋市知的障害者授産施設条例施行規則(昭和60年船橋市規則第15号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市障害者授産施設条例(平成16年船橋市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23規則46・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市障害者授産施設指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 事業運営計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) 施設及び設備の維持管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものの指定申請書を提出する日の属する事業年度の資金収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の資金収支計算書及びこれに付属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに付属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録
- (2) 指定管理者の指定を受けようとするものの定款及び登記事項証明書
- (3) その他市長が必要があると認めるもの

(平17規則4・平23規則46・一部改正)

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市障害者授産施設指定管理者指定通知書(第2号様式)により指定されたものに通知するものとする。

(平23規則46・平28規則104・一部改正)

(規則で定める閉所時刻)

第4条 条例第10条第2項の規則で定める閉所時刻は、午後4時30分とする。

(平23規則46・全改)

(開所時間及び休所日の変更等)

第5条 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により臨時に開所時間を変更しようとするとき、又は条例第11条第3項の規定により臨時に休所日を変更し、若しくは休所日を設けようとするときは、船橋市障害者授産施設開所時間変更等申請書(第3号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(平23規則46・追加、平28規則104・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

船橋市障害者授産施設条例施行規則

- 2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成17年3月28日規則第4号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第46号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第104号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市障害者授産施設指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

社会福祉法人名

代表者氏名

印

所在地

電話番号

船橋市障害者授産施設条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

第2号様式

船橋市障害者授産施設指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けの船橋市障害者授産施設の指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市障害者授産施設条例第7条の規定により指定します。

記

- 1 指定する施設
- 2 指定期間

第3号様式

船橋市障害者授産施設開所時間変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

指定管理者

㊦

下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

船橋市障害者授産施設条例施行規則

第1号様式

(平23規則46・一部改正)

第2号様式

(平23規則46・一部改正)

第3号様式

(平23規則46・一部改正、平28規則104・旧第4号様式繰上)